

新旧対照表

【石油の数量査定及び価格鑑定について（昭和 34 年 2 月 12 日蔵税第 199 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">石油の数量査定及び価格鑑定について</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 価格等の異なる同種かつ同質の油（原則として同一税番、同一税率、同一統計番号に属するもので、かつ、商品的にも同種のもの。ただし、原油又は重油については商慣習上同種のもの（<u>関稅定率法第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づき同法別表第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に定める税率の適用を受けるもの（農林漁業用 A 重油）</u>）<u>にあつては、これらの税細分に規定する規格の範囲内のものに限る。</u>）として取引される場合で、かつ、取締上特に支障がないと認められる場合は、税率又は統計番号の異なるものでもよい。）を保税タンクに同時蔵置し、これを当該保税タンクより蔵出輸入する場合 (A)～(C) (省略)</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>(9) 内貨揮発油のタンクローリーによる未納稅引取りについて 保税タンクに蔵置中の内貨揮発油をタンクローリーで引き取る際の未納稅引取承認數量は、原則としてタンクローリーの容量により測定した數量（温度換算しない見掛けの數量）とし、この際温度換算した數量を併記する。 なお、保税タンクの帳簿上の記載は、温度換算した數量により行う。</p> <p>(10) 内貨未納稅揮發油の移入の際における不足數量の取扱いについて タンクローリーで引き取られた未納稅揮發油をその引取先の保税タンクに移入する場合において、移入數量の査定をタンクで測定し温度換算して行うときには、当該移入に係る不足數量の算定は、便宜未納稅引取承認數量と当該移入數量とを温度換算の上、比較して行う。（揮發油稅法基本通達第 47 条（不足數量に対する取扱い）参照）</p>	<p style="text-align: center;">石油の数量査定及び価格鑑定について</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 価格等の異なる同種かつ同質の油（原則として同一税番、同一税率、同一統計番号に属するもので、かつ、商品的にも同種のもの。ただし、原油又は重油については商慣習上同種のもの（<u>関稅暫定措置法第 9 条に規定する同法別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に該当する農林漁業用重油</u>）<u>にあつては同条の規格の範囲内のものに限る。</u>）として取引される場合で、かつ、取締上特に支障がないと認められる場合は、税率又は統計番号の異なるものでもよい。）を保税タンクに同時蔵置し、これを当該保税タンクより蔵出輸入する場合 (A)～(C) (同左)</p> <p>(4)～(8) (同左)</p> <p>(9) 内貨揮発油のタンクローリーによる未納稅引取りについて 保税タンクに蔵置中の内貨揮發油をタンクローリーで引き取る際の未納稅引取承認數量は、原則としてタンクローリーの容量により測定した數量（温度換算しない見掛けの數量）とし、この際温度換算した數量を併記する。 なお、保税タンクの帳簿上の記載は、温度換算した數量により行う。</p> <p>(10) 内貨未納稅揮發油の移入の際における不足數量の取扱いについて タンクローリーで引き取られた未納稅揮發油をその引取先の保税タンクに移入する場合において、移入數量の査定をタンクで測定し温度換算して行うときには、当該移入に係る不足數量の算定は、便宜未納稅引取承認數量と当該移入數量とを温度換算の<u>うえ</u>比較して行う。（揮發油稅法基本通達第 47 条（<u>未納稅移入揮發油</u>の不足數量に対する取扱い）参照）</p>